令和８年度
第１回高知県地域学校協働活動推進委員会

【日時】　令和８年１１月１２日（木）１４：００～１６：００

【場所】　高知県立塩見記念青少年プラザ　５F　多目的室

令和８年度第１回高知県地域学校協働活動推進委員会

【日時】令和８年１１月１２日（木）１４：００～１６：００
【場所】高知県立塩見記念青少年プラザ　5F　多目的室

次　　第

１．開会　１４：００～
（１）高知県教育委員会事務局生涯学習課長挨拶
（２）自己紹介

２．委員長及び副委員長選出

３．議事　１４：１０～
令和７年度実績報告及び令和８年度中間報告
（１）推進委員会及び研修会等の実績及び計画等　【資料１，２，４】
（２）各市町村等事業実績及び計画　【資料３】
（３）ＮＰＯ法人高知県生涯学習支援センター（学び場人材バンク）実績及び計画　【資料５】

４．協議（情報交換）　１５：００～
「持続可能な地域学校協働活動の推進体制の構築に向けた支援の在り方について」　【資料６】

５．閉会　１６：００

高知県地域学校協働活動推進委員会　委員名簿

氏名	所属・役職等	備考
斉藤　雅洋	高知大学地域協働学部　教授	
黒瀬　渡	いの町　教育長	欠席
梶原　和美	香南市教育研究所　所長	新
石川　咲	土佐町教育委員会　教育振興係長兼子育て支援センター長	
福井　佳織	高知市立義務教育学校土佐山学舎　校長	
大﨑　健	土佐市立高岡中学校地域学校協働本部　地域学校協働活動推進員	
寺村　妙	合同会社 Stand Up　代表社員	
北古味　潤	高知ファイティングドッグス株式会社　代表取締役	新 （欠席）
上島　潤	NPO 法人かみっこベース　理事長	
黒川　広美	NPO 法人スマイルはたっこ　副理事長	新 （欠席）

（敬称略、順不同）

（任期：就任日（承諾日）～令和９年３月 31 日）

（事務局）

氏名	所属・役職等	備考
竹村　邦敬	高知県教育委員会事務局生涯学習課長	
威能　英明	高知県教育委員会事務局生涯学習課課長補佐	
山本　悠生	高知県教育委員会事務局生涯学習課チーフ（地域学校協働支援担当）	
松井　一久	高知県教育委員会事務局生涯学習課チーフ（生涯学習企画担当）	
小島　法	高知県教育委員会事務局生涯学習課主任社会教育主事	
山中　太一	高知県教育委員会事務局生涯学習課主任社会教育主事	
坂本　真彦	高知県教育委員会事務局生涯学習課主査	
松村　千佐子	高知県教育委員会事務局小中学校課チーフ（教育課程・キャリア教育推進担当）	
福富　博紀	高知県教育委員会事務局学校安全対策課課長補佐	
勝賀瀬　泰司	NPO 法人高知県生涯学習支援センター「学び場人材バンク」	

配席図

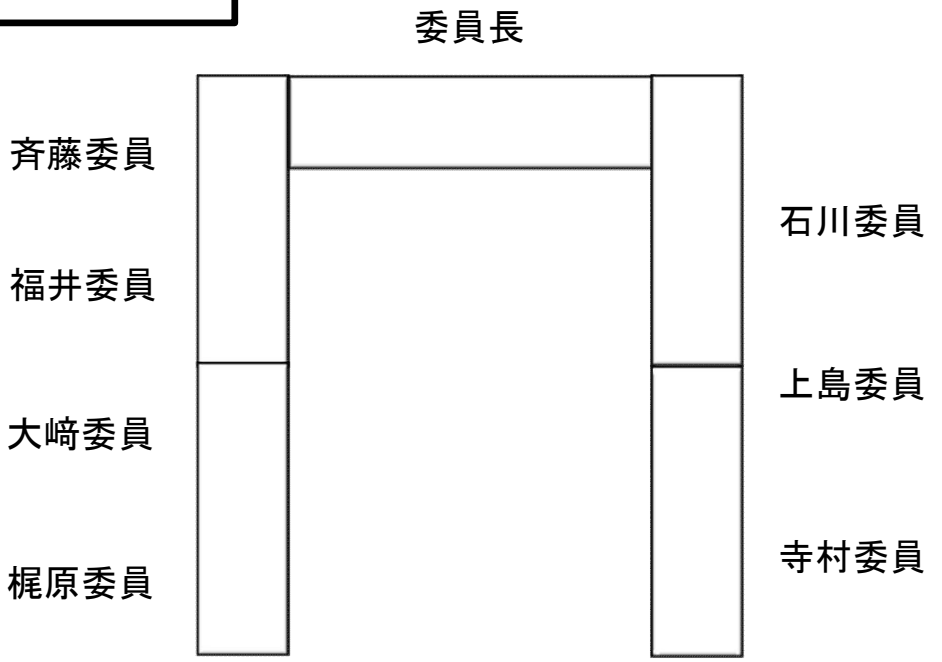

	生　涯　学　習　課	

入口

小 中 学 校 課	学校安全対策課	NPO法人高知県 生涯学習支援センター

高知県地域学校協働活動推進委員会設置要綱

（目的）

第１条　地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせて、学校に対する多様な協力活動や、学習活動等を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の活性化を図る取組、放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を確保し学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する放課後等支援、保護者への学習機会の提供や相談対応などの家庭教育支援等、教育支援活動等の総合的な在り方を検討することを目的に、高知県地域学校協働活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（事業）

第２条　推進委員会は、次に掲げる事項を協議する。

（１）教育支援活動の実施方針に関すること。

（２）安全管理方策や広報活動方策の検討・策定に関すること。

（３）研修の企画に関すること。

（４）事業の検証・評価に関すること。

（５）その他、事業を円滑に実施するために必要な事項。

（組織）

第３条　推進委員会は、１０名以内で組織し、次に掲げる者による。

（１）行政関係者

（２）学校関係者

（３）社会教育関係者

（４）学識経験者

（５）その他　本活動推進のために必要と思われる者

（任期）

第４条　委員の任期は、就任の日から当該年度末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　推進委員会には、委員長１名、副委員長１名を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた場合は、その職務を代理する。

（会議）

第６条　推進委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会の会議の議長は、委員長が行う。

（事務局）

第７条　推進委員会の事務局は、高知県教育委員会事務局生涯学習課に置き、事務局長は、生涯学習課長をもって充てる。事務局に関し、必要な事項は事務局長が定める。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、平成２４年５月８日から施行する。

附則

この要綱は、平成２５年５月２２日から施行する。

附則

この要綱は、平成２９年１０月２３日から施行する。